



「リースバック」は慎重に！

リースバックとは？

じたく う どうじ
自宅を売って、同時
ちんたいけいやく むす
に賃貸契約を結び
やちん はら
家賃を払いながら
おな いえ す つづ
同じ家に住み続け
ふどうさんとりひき
る不動産取引



もちいえ う ちんたい す けいやく びようき やちん
持家を売り、そのまま賃貸で住む契約をしたが、病気で家賃を
たいのう たいきよ せま そうだん
滞納するようになると、退去を迫られたという相談です。

- ① クーリング・オフできないので、**安易に契約しない！**
- ② 家賃を支払い続けられるかよく**確認**する！
- ③ 「住宅のリースバックに関する**ガイドブック**」を**活用**！

ふどうさんとりひき ふくざつ けいやくまえ しんらい かた そうだん
不動産取引は複雑です。契約前に信頼できる方に相談を。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

【相談件数が急増した商品役務】

●美容クリーム(3月2件、4月1件 → 5月9件)

相談

通販で美容クリームを1本注文したのに、12か月の定期購入として3本の商品が届いた。業者に問い合わせると、注文直後にコース変更して定期購入になったと言われた。確かに、注文後にメールが届いたが、発送連絡だと思い、よく確認しなかった。解約にはキャンセル料がかかると言われたが、払わなければダメか？

助言

相談者が持参した書類を確認したところ、定期購入契約になっていました。消費者センターから事業者に対し、コース変更ならば最終確認画面で総額や解約条件が明記されるべきであり、金額が異なれば注文しなかったことを伝えたところ、事業者から「送料自己負担で返品してもらえれば、特別に取消処理をする」と返答があり、キャンセル料なしで解約となりました。

相談者に対しては、通販では価格や支払方法だけではなく、最終確認画面の返品・解約の条件なども確認し、スクリーンショットを撮っておくよう助言しました。

訪問販売は
お断りします!



このステッカーの掲示により、訪問販売の勧誘を拒絶しています。断りの意思表示をしている消費者への勧誘は、法律・条例で禁止されています。



しつこい訪問販売に困っていませんか？

訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反です。ご希望される方は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。